昭和53年10月14日　第3種郵便物認可　平成23年11月15日発行第419号　毎月1回15日発行

行政書士とちぎ

11
2011

うずま冬ほたるキラフェス（栃木市）

Index

1 頑固さと謙虚さ
2 三士会無料相談会実施
3 栃木県防犯協会より感謝状
支部長紹介（栃木）
4 わがまち自慢　ー栃木市ー
5 支局かわら版（鹿沼）
6 おじゃましま～す！
支局情報（宇都宮・栃木・小山・芳賀・那須）
9 アドちゃんの談話室
12 栃木県行政書士会カレンダー（12月）
13 日行連だより
14 正副会長の動き
15 政連だより・アドちゃんアンサンブル団員募集
16 業務特集 初めての国際業務
18 木もれび
19 研修会のお知らせ
21 新聞名簿広告掲載募集
22 会員の動き

栃木県行政書士会　http://www.gt9.or.jp/gyosei

頑固さと謙虚さ

副会長　小林 幸雄

先の総会におきまして、副会長職を拝命し、早くも半年近くが経過しようとしています。この半年の間で、社会も目まぐるしく変化し、先の読めない状況が続いています。私自身にとりましても、慣れない会務に戸惑う毎日でした。

現在、副会長として財務経理部とＩＣＴ特別委員会の二部門を担当しています。

以下に、各部門の紹介をさせて頂きます。

財務経理部

主に会費の徴収、予算及び決算、金銭及び物品の出納、資産の管理、財源の確保等それぞれに関することをつかさどっています。

栃木県行政書士会は、会員の皆様からの会費収入で成り立っています。その会費の徴収と会費の使われ方に眼を光らせています。

会員の皆様には、Ｔ－ＮＥＴによる会費の徴収をお薦めしています。Ｔ－ＮＥＴにより、会員の皆様の会費振込みに関する手間を省き、スムーズな会費徴収が実現できます。まだＴ－ＮＥＴの手続きがお済みでない会員の方は、早めのお手続きをお願いします。

ＩＣＴ特別委員会

行政書士の業務に関する電子申請に対応することを目的としています。

電子申請に関する講習会・研修会及び情報収集を実施しています。

本年度は、ＣＡＤ、会計ソフトと電子定款・登記事項オンライン請求の研修会を実施する計画となっています。（一部実施済み）

最後にタイトルの「頑固さと謙虚さ」ですが、私の普段の心掛けだと考えていただければと思います。周囲に左右されることなく芯を曲げない頑固さを持ちながら常に謙虚であれと思っています。

まだまだ、足りないところがあると思います。今後も皆様のご指導ご鞭撻の程よろしくお願いします。

三士会無料相談会実施　　～三士業間の連携及び協力～

「法の日」（１０月１日）を記念して、１０月２日（日）、４会場にて、三士会（栃木県土地家屋調査士会、栃木県司法書士会、栃木県行政書士会）による無料相談会が行われました。各会場とも相談者が途切れることなく、盛況なうちに無事終了いたしました。

【県北会場：那須野が原ハーモニーホール】

県北会場では、塩那支部及び那須支部の会員５名が相談員として対応致しました。

普段の支部単独で開催している無料相談会では、一番身近で誰にでも起こり得る問題から､相続に関してのご相談が多いですが、その中でも、土地など不動産に関係することが多く、今回の三士会では、そのようなご相談は、司法書士や土地家屋調査士の方が対応して下さいました。私たちが対応させて頂きましたのは、相続の具体的手続き面に関して、既にお困りになっている方からのご相談でした。

毎年、支部の無料相談会は複数回実施していますが、他士業と合同で実施したり、業務依頼以外で、他士業の方とお話しする機会は多くありませんので、大変貴重な経験となりました。

（那須支部　冨田倫子）

【県南小山会場：道の駅思川　小山評定館】

市民の方々からの本相談会へのご関心は毎年大変高く、今年は、開催予定時間１時間前よりご相談者ご希望者の方より会場にてお問合せをいただき、さらには、大変多くの方々に開催予定時刻前よりご来場いただいたことから、開催時刻を早め、そして午後３時まで盛大に、本相談会は開催されました。

当行政書士会におきましては、相続や遺言に関するご相談が圧倒的に多く、次いで土地利用についてのご相談が多い､という結果となりました(相続関係１６件､土地利用関係５件､その他３件)。このことから、市民の方々の相続や遺言についての御関心やお悩みごとが大変多いということが、改めて確認できた１日となりました。

（小山支部　渡邉康明）

【県央会場：ショッピングモール　ベルモール】

宇都宮支部会員３名が相談員として対応いたしました。相談内容は、相続６件、許認可１件、土地１件、権利関係１件、その他１件でした。

今回も多種多様な相談が寄せられましたが、各会に適切に割り振られていたこともあり、順調に対応できていた印象です。多くは新聞広告を見て来られた相談者でしたが、買い物に来て相談会を知った方もおられ、こうした集客力のある会場で相談会ができるメリットを感じた一日でした。

（宇都宮支部　田代昌宏）

【県南栃木会場：カインズモール大平】

会場は、盛況で相談者もひっきりなしでした。相談の内容も分野に偏りがなく、まんべんのない相談が寄せられました。その中でもやはり相続関係の相談が一番多く、次いで、土地利用関係、農地、権利関係、その他という感じでした。

（制度推進部）

栃木県防犯協会から優良賛助会員として表彰されました

１０月１１日（火）、宇都宮市文化会館で「地域安全県民のつどい」が開催されました。式典の中で栃木県内各地の防犯パトロール隊､防犯団体、ボランティア団体などの功労団体や特別功労者、防犯ポスター・地域安全マップの入選者（小・中・高校生）などの表彰式が行われ、栃木県行政書士会も栃木県防犯協会の優良賛助会員として感謝状を受賞致しました。

これは１０数年間に亘り防犯活動の趣旨に賛同し、地域の安全活動に協力した功労に対して頂戴したもので、会員皆様の日頃の活動に対するお礼であるといえます。

今後とも地域に密着した行政書士として、安全な街づくりのために皆様のご協力をお願い致します。

（事務局）

支　部　長　紹　介　　栃木支部長　　松本　明

栃木の支部長に就任して半年。振り返れば既に無料相談会や小山支部さんとの合同研修会、そしてこの原稿が掲載される頃には実施されている支部旅行等と経験して分かりました支部長の結構な忙しさが。自分の事務所にもこれくらい仕事が舞い込んでくれたならと思ってしまいます。

さて、先月実施された三士会無料相談会ではその前日にチラシを撒いた効果もあり５０人ほどの相談者がありました。大半が相続でしたが、掘り起こせば潜在的な需要はあるものです。そのためには何をしたらいいのか迷いますが、幸い栃木支部には次の時代を担う優秀な仲間がたくさんいます。そんな仲間たちの知恵を借りながら、ひとりでも多くの会員が「行政書士になって良かった」と思えるような環境作りをしたいものです。どこまで出来るか分かりませんが、体にムチを打って精一杯努力をしたいと思います。よろしくお願い致します。

今月の表紙：うずま冬ほたるキラフェス

わがまち自慢　　ー栃木市ー

平成２２年３月２９日、栃木市、大平町、藤岡町、都賀町の１市３町が合併し、さらに平成２３年１０月１日、西方町が加わり、現在の栃木市が誕生しました。

西には「三毳山（みかも）」、「太平山」、南には「渡良瀬遊水地」など県南のシンボル的な自然景観と「渡良瀬川」、「思川」、「巴波川（うずま）」、「永野川」などの豊かな河川を有しています。また、北部から東部にかけては関東平野に連なる平坦地が広がり、県内有数の農業地帯でもあり、豊かな自然環境を生かした観光振興や､農産物などを活用した地域ブランドの活性化によるまちづくりを推進しています。

―― 栃木市の魅力（主な観光・自然環境）――

とちぎ秋まつり

とちぎ秋まつりは、２年に１度（次回開催は平成２４年）１１月上旬に開催されます。「動く芸術品」と呼ぶにふさわしい絢爛豪華な山車が蔵の街大通りを巡行します。

蔵の街並みと山車は、見応え充分です。

ぶどう狩り

太平山の南方にぶどう園（通称　ぶどう団地）が広がっており、８月上旬から１０月上旬までぶどう狩りを楽しむことができます。また、ぶどう団地産の巨峰で醸造した「おおひら巨峰ワイン」は、１１月開催のおおひら産業祭で解禁されます。

渡良瀬遊水地

渡良瀬遊水地は、ウォータースポーツのメッカになっているほか、国内有数のスカイスポーツのフライトエリアとして熱気球・スカイダイビングなど体験することができます。また３月中旬実施されるヨシ焼きは、ダイナミックです。

つがの里

つがの里は、数種の桜、アジサイ、ツツジ等が植栽されており、広大な芝生の中には修景池・蓮池と、花と緑の楽園です。春には、花まつり「つがの里花彩祭（はなさいさい）」が開催されます。

園内のレストラン「桔梗（ききょう）」では手打ちうどんが味わえます。

道の駅にしかた

道の駅にしかたは、町の特産品である「イチゴ」をメインとし、西方産コシヒカリ「桜おとめ」や地場産農産物、物産品の販売や、地域の食材を使用した「農村レストラン」があり、幅広い年齢層が楽しめる施設です。

栃木市には、じゃがいも入り焼きそば、出流そば、ニラコロ、藤岡冷汁、米粉パン、とちおとめ桜おとめのジェラートなど美味しいものがいっぱい！！

ぜひ、皆さんお越しください。

（栃木市役所秘書広報課）

鹿沼そば味比べ！そば天国2011

鹿沼支部

北西部の奥深い山々を源流とする清流に恵まれている鹿沼市において、鹿沼産玄そばを扱う認証店１０数店が一堂に会す『そば天国２０１１』が開催されます。

霧が降りてから刈り取る完熟のそばは、うまみを損なわないよう丁寧に挽かれ極上のそば粉となり、そのそば粉と清らかな水を合わせ丹念に打たれたそばが、「鹿沼そば」です。また、鹿沼は古くから麻の生産量が高く全国一位であり、麻の栽培後のそばは、特に“うまい”と言われています。

「鹿沼そば」認証店には、いくつかの条件が、飲食店、製麺業者、製粉業者ごとに定められており、年一回鹿沼そば認証審査会の検査を受けることが義務付けられ、品質を保証しています。

ところで、ご当地グルメとして、「にらそば」があるのをご存知でしょうか？「にら」も鹿沼の名産の一つですが、シャキシャキとした「にら」の食感とそばの意外な相性は、「にらそば」として古くから食べられてきました。鹿沼の味を楽しむのもいいですし、各店のそばを食べ比べしてみるのもこのイベントならではの楽しみ方ですね。なお、統一メニュー共通券の前売りも行われ、３店舗以上のそばを食べて応募すると、抽選でプレゼントもあるそうです。

会場は、花木センターなので、この時期の花や木を観賞しながらの散歩や、冬も楽しめる花々を格安で購入する事もできます。（ちなみに、花木センターは、いつでも利用できるので、季節ごとに訪れてみるのもお薦めです。）　また、“いちご”や、“はとむぎ”、“鹿沼こんにゃく”等の美味しい食べ物や、木工の町“かぬま”にふさわしい木製品や特産品の販売もあります。

５回目となる今年、そば好きの人はもちろん、そうでない人も、各店が自信と誇りを持って提供してくれる「鹿沼そば」を楽しんでみてはいかがでしょうか。

（支局長　野澤佐江子）

開催日　　１２／３(土)・４（日）

時　間　　午前１０時～午後３時

場　所　　花木センター

（鹿沼市茂呂２０８６－１）

お問合せ　（０２８９）６３－２１８８

鹿沼そば振興会（鹿沼市観光交流課内）

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

今月の「おじゃましま～す！」は、栃木支部の川田龍二会員の事務所を訪問しました。

氏　名：川田　龍二（かわだ　りゅうじ）
事務所：栃木市大平町富田３９
入会日：昭和６１年３月１日

入会の動機は？
「行政書士の資格があったからです」

主要な業務は？
「土地関連業務です」

モットーは？
「依頼主様の立場に立って仕事をすることです」

行政書士になって良かったことは？
「依頼主様から感謝の言葉をいただいたとき、行政書士になって本当に良かったと思います。また、仕事を通して、岩本先生（故人）や現松本栃木支部長など、尊敬する方々と出会えたことです」

趣味・特技は何ですか？
「趣味や特技と言えるものは特にありません。強いて言えば、宵時の手酌酒でしょうか。普段は焼酎を飲んでいますが、お酒は何でもＯＫです」

今後の豊富は？
「「Stay hungry、Stay foolish !!」です。
謙虚であれ！というような意味だと思ってください。満たされた思いになったら、人間は伸びなくなりますから、この気持を持ち続け、仕事をしたいと思います」

川田会員は４年前から、裁判所の民事調停委員もされています。事案としては、境界トラブルや賃貸借に絡む問題が多いそうです。
このように本来の業務以外でも様々な面で活躍をされています。
「Stay hungry、Stay foolish」は先日急逝したスティーブ・ジョブズ氏も唱えていて、シリコンバレーの精神にもなっているようです。
業務上は勿論のこと、民事調停の場においても、相手が話し易い雰囲気を作るため、常に人間性を磨き、自己研鑽を怠らない姿勢に感銘を受けました。
今回は大変お忙しい中、快くインタビューに応じていただき、ありがとうございました。
（支局長　白石博章）

支 局 情 報

【宇都宮】

宇都宮城址祭りにて無料相談会実施

１０月２３日（日）宇都宮市城址公園にて「宇都宮城址まつり」が開催され、宇都宮支部では会場の一角にブースを出店し、無料相談を午前９時から午後３時まで実施しました。

あいにくの曇り空やイベント増加の影響なのか、同じ会場で前回参加させていただいた「フェスタｍｙ宇都宮２０１１」よりも客足は伸びなかったように思えましたが、猿回しやメインイベントの社参行列の時は、会場はかなりの活気に溢れていました。

相談件数は８件あり、内容は相続４件、土地１件、年金１件、その他２件でした。件数はそこそこでしたが、持ち込まれる相談内容が多岐にわたっていたため、幅広い知識が必要だと痛感しました。中には人生相談？？？的なものもあったので、法律知識はもとより、相談者の身になり、信頼される専門家としてアドバイスできるようになっていきたいと感じました。

そのような心がけを一人一人が持ち、近い将来若い人たちの間で「つ～かこないださ～こんな事があってさ～最悪だったよ」「それじゃ行政書士に相談してみれば？」みたいな会話が生まれる日が来る事を期待して、これからもこのような無料相談会を通して、ＰＲ活動していきたいと思います。

（宇都宮支部　小嶋　均）

宇都宮支部一泊二日の研修旅行実施

１０月１５日（土）から１６日（日）で四万温泉へ研修旅行を実施しました。あいにくの空模様の中、行政書士会館へ集合し、ひとりの遅刻者もなく、無事にバスは出発しました。

渋滞もなくスムーズに走るなか、天気も回復する見込みが出てきて、バスの中も一層楽しい雰囲気になりました。

昼食は有名な水沢うどん！おいしい天ぷらつきで、特にまいたけが味もかおりも抜群でした。栗ご飯と一緒に秋を堪能しました。

午後は榛名山へ！高所恐怖症の会員も下を見ないようにロープウェーの中心に乗り、全員山頂へ行くことができました。山頂は少し雲が多く風も強く吹いていましたが､それもまた心地よく感じ、リフレッシュしました。

ホテルへ着くと早速温泉につかり汗を流し、いざ宴会へ！住吉前会長のご挨拶と、諏訪会員の乾杯の音頭で楽しい夕食が始まりました。おいしい食事と会員同士の談笑の中、カラオケも始まり、岡井会員に大いに盛り上げていただき、大変楽しい夕食となりました。盛り上がりそのままに２次会のカラオケへ。普段は聞けない会員の美声とやっぱり普段はできない会話で大変貴重な時間となりました。

翌日は晴天に恵まれ、気温も夏日のような暑さになりました。吹き割れの滝見学でたっぷりとマイナスイオンを吸収し、酒蔵見学では美酒を試飲し、珍しい日本酒ソフトクリームに舌鼓をうち、あっという間の二日間でした。

担当理事として気を引き締めて臨んだはずが本当に楽しんでいるだけで時間が過ぎてしまい、申し訳なかったかも！？という感じでした。

帰りの車中では既に来年度の研修旅行先を決め、行程案も出ていた様子。来年も皆様に楽しんでいただけるような研修旅行を企画いたします。ご参加いただいた会員の皆様、お疲れ様でした。そして、ありがとうございました。

（支局長　竹島尚子）

【栃木・小山】

小山・栃木支部情報交換懇談会

９月９日、小山支部と栃木支部によります「小山・栃木支部情報交換懇談会」が、白鷗大学東キャンパス（小山市駅東通り２－２－２）にて開催されました。

今回開催された懇談会は、講師による講義形式ではなく、参加者が日頃の実務の中で感じている疑問や意見を出し合い、その後に他の参加者がそれについて回答するという、フリートーキング形式を採用いたしました。

開会のあいさつ及び支部長あいさつを経て、懇談会は始まりました。懇談項目としては、①土地関係業務、②入管業務、③建設業関係業務、④相続・遺言・贈与業務、⑤その他業務、事務所経営についてと、多岐にわたりました。特に土地関係業務や入管業務などについては、意見交換が大変活発に行われ、とりわけ新入会員にとっては、大変有意義な懇談会となりました。

その後、閉会のあいさつを経て懇談会は盛大に終了し、その後も懇親会も開催されたことから、各会員の交流もさらに深まった１日となりました。

（支局長　渡邉康明）

【芳　賀】

秋田先生が表彰されました

表彰状

秋田豊　殿

あなたは多年にわたり社会福祉事業に献身的に奉仕されその増進に尽くされた功績はまことに顕著であります

よってここに表彰いたします

平成二十三年十月十四日

社会福祉法人芳賀町社会福祉協議会

会長　伊藤芳夫

先日、芳賀支部の偉大な先輩、秋田豊先生が、社会福祉協議会から表彰を受けました。

秋田先生ご本人はとても謙虚な方で、とても自慢できるものではない、むしろ恥ずかしいくらいだと、賞状以外の写真撮影は固辞されました。

秋田先生は、行政書士としてのご活躍もさることながら、地域の老人会を取りまとめ、その関わりの中で、地域の方々の様々な相談に気軽に乗って来られたそうです。それは、相続や遺言への疑問や不安の解消、はたまた振り込め詐欺の防止へと繋がっていきました。また、必要があれば、役所への手続きの専門家として、アドバイスをされることもあったそうです。

ご本人は、おしゃべり好きが高じただけとご謙遜されますが、気軽に、なんでも相談できる地域の相談役としてご活躍されたことが、今回の表彰に繋がったのではないでしょうか。

私は、年齢も、経験も、人となりも、何一つ秋田先生には遠く及びませんが、秋田先生が築いてきた信頼を裏切ることなく、私もまた、秋田先生のように信頼される行政書士になりたい、ならなければならないと思うのでした。

秋田先生、本当におめでとうございます。

（支局長　柳　知明）

【那　須】

巻狩りまつりに参加

１０月２３日（日）、那須塩原市の那珂川河畔公園において、２０１１年那須野巻狩りまつりが開催されました。

那須支部は平成２１年度から連続して、今回で３度目の参加となります。前夜からの雨模様にもかかわらず、空は曇っていましたが、涼しい風の吹く過ごしやすい１日となりました。

９時の開始とともに、巻狩り太鼓やお囃子が鳴り響くのをよそに、支部長をはじめ会員が積極的にパンフレットを配ったので、用意した数が午前中でほとんど無くなってしまうほどでした。

同時におこなった無料相談には５，６名の方が来られ、相続や農地の問題、御子息の行政書士試験受験に関することなども聞いておられました。

お昼にはそれぞれ、巻狩り鍋など、祭りの出店を楽しみ、午後３時にはすべて終了しました。

終了と同時にそれまで持ちこたえていた天気が崩れ、小雨が降ってきました。会員も空の天気も良く頑張った１日でした。

（那須支部事務局　内田之万）

那須支部福島県南支部交流宿泊研修会開催

１０月７日（金）午後１時３０分から、那須オオシマ・フォーラムにおいて、那須支部で初めてとなる他支部との合同研修会が開催されました。今までも、那須支部の研修会では、他支部からの参加も可能となっていましたが、合同開催という形も、他県の支部との合同ということも初めてでした。

今回の研修は、宇都宮支部の蚊爪延行会員に講師をお願いし、「未線引区域の開発行為の概要」というテーマで行われました。

開発行為を行う際の流れに沿って、事前の調査関係、事前の協議、開発設計等、特に初めて開発行為を受任する場合にミスをしやすいポイントなども含めて、詳しくご説明頂きました。開発行為は、大きな金額が発生するため、十分に注意が必要だということ、行政との事前協議や相談、事前に関係法令を十分に確認しておく必要性も改めて感じました。

開発行為は、受任することができれば大きな報酬に繋がりますが、そのためには、十分な知識も必要であることがわかります。那須支部では、開発行為についての研修会を過去複数回行っていますが、実際に業務を受注するまでには、今後も研修会や個人において知識を積み重ねていかなければならないと強く感じています。

研修会の第２部では、情報交換会を行いました。開発行為に関しては、福島県と栃木県では、地域性により、異なる部分もあることが分かりました。

また、新人研修等の実施の仕方や、新人が業務を受注する方法等事務所経営の部分にも話が及び、他支部・他県会の研修方法等を聞く機会は少ないため、大変新鮮でした。

今後も可能な限り、県内外を含め、他支部等との交流や情報交換を行うことは、支部活動の上でも、各会員が業務を行っていく上でも、必要ではないでしょうか。

（支局長　冨田倫子）

釣　紀　行　２５（その１）

９月になると渓流釣も最終局面になり、婚姻食の混じった卵をタップリと抱えたヤマメを釣るとなんとなく郷愁が漂うようになり、今まで川ばかり眺めていた目線を緑一色だった山も少しずつ色づき出し釣りも禁漁となる。不思議なもので魚ばかり追いかけていた頭の中も、木々の紅葉とともにキノコへとシフトしていく。来年の春まで納竿した二人は天気予報に釘付けになり雨の量と周期・気温等、又最近入山した人の情報をお互いに連絡しあいながら、入山日を決めるのであった。

平成２２年１０月１０日、夜が明け周りが白々しくなり始めたころ目的地に到着。車を駐車し明るくなるのを待ちきれずに、早々と山歩き用に身支度を整えると、通常のより１．５倍ある特注背負カゴを担いで入山した。

このあたりの山は傾斜が結構あり、四つの頂上を尾根伝いに上がらなければならずキツイ斜面が続いている。山登り用のスパイクがついている靴で、一歩一歩しっかり斜面を踏み込み正面左右を見渡しながらゆっくりと登っていく。夏から秋にまだ変わったばかりで、ようやく涼しくなり始めたこの頃である。時折木々の間から吹いてくる風が心地よく、紅葉にはまだ早く緑の葉に混じって少し色づき始めた黄・赤の葉をつけたナラ・クヌギ・ウルシ・カエデなどのさまざまな落葉樹や、松・杉・ヒノキなど緑一色な広葉樹が森を形勢している。食用キノコと毒キノコが例年になく沢山見かけるが、帰り道採る楽しみにそのままどんどん登っていく。玉の汗が鉢巻をしている額からボロボロと流れ落ちてくる。時折ゼハゼハと息苦し

くなり時々呼吸を整えるために３０秒程立ったままの状態で休む。そのようなことを繰り返しながら１時間位掛かっただろうか、全身汗びっしょりとなり四つ目の頂上にたどりついた。

したたる汗をタオルで拭い相棒のＦ氏と５分程休憩した後、すぐ近くにある二人の共通のシロへと向った。いつもこの場所に来ると、自分の縄張りのためのマーキングである大人も顔負けのクマの糞が必ずといっていいほどあるが、と周囲を見渡すと何箇所も土浴びをした近くにやはり湯気こそ立っていないが少し前に置いていったと推察できるでっかい落とし物があった。しかしこんなことには全く平気な二人、目的地のキノコのシロへ着くやいなやＦ氏の「あったぞ」コール。大きい一本松から１０m程離れたいつもの所に３０ｃｍくらいの大きさを筆頭にこげ茶色のコウタケ（シシタケ）が大小５個出ているのを見つけた。二人でほぼ均等に仲良く？山分けした後、それぞれ自分のシロに分かれた。途中でサクラシメジが列を成して出ているが重くなるのでとらないようにした。あっちこっちに黄色っぽい姿が見かけられるクリフウセンタケが列を成して３０個ほど顔を出している。すぐ傍にシメジとよく間違えられる猛毒キノコで有名な灰色のクサウラベニタケが美味そうに出ている。油シメジやセンボンシメジも途中で何個かゲット。今年はキノコの豊作と見えて食用と不食（毒？）が沢山出ているので間違って採っては大変なことになる。

キノコの食毒の見分け方はとよく聞かれるが、私は冗談に「不明なキノコは友達や隣家にあげて、次の日旨かったかどうか聞いて、美味かったといったら後日自分で食する」などと言っている。それを聞いた友人が「(実はまだ食べてないが) 大変美味かった、又お願いね、と言って逆に私が食べたのを確認してから食べる」と敵も然る者、キツネとタヌキの騙し合いであり、運不運もありどちらがアタルかは神のみぞ知ることとなる。

Ｆ氏が尾根の下北東方向へ、私は東南方向へと別行動となったが、時々無線でお互いの位置やキノコの種類と収穫状況等を確認しあいながら散策を続けて、一つ目のシロから南側の次のシロへと下がって行った。本来ならこの辺りに目的のキノコが出ているわけだが昨年あったところには見つからない。おかしいなとよく目を凝らしていつもの場所から下の方角を見回した途端、白っぽいものが一帯に沢山あるのがわかった。少しずつ山を下りながら周囲をよく見わたすと、「香りまつたけ味しめじ」とよくいわれる私の本命であるホンシメジが、大人の両手を広げたくらいの状態で今まで２０年間のキノコ採りの記憶では経験したことが無いほど何十株もおびただしいほど列になって出ていた。

キノコ狩りの至福の時である。ニコニコしながら周囲を見回し、自分ひとりであると確信し独り占めに有頂天になった。欲の深い人間の性というものは悲しいもので？とてつもなくおいしい物が手に入る時は一人でじっくりと味わうに限る。急斜面の場所であるが倒れないように背負カゴをおろし立木に立てかけ、身が壊れないように一株一株丁寧に採りカゴに入れていくがたくさんあるので収穫作業に時間が掛かる。

無線でＦ氏から状況確認の声が聞こえたが、猫の手を借りたいほど採るのに夢中な私は無線の操作が面倒くさく返事を返さなかった。過去の経験で、私がムッツリの時はキノコが沢山あり収穫に手一杯で連絡しないクセがあることを知っているＦ氏は、「又何をそんなに一人で楽しんでいるの、何が出ているの？」と怪訝な無線からの声。３０分も掛かってやっと採取を終えて尾根の中間の平らな場所に戻り、ほとんど満杯になった重たい背負カゴを背中から降ろし、一足先に朝食の休憩を始めたがまだ朝の９時前であった。

ほどなく私の休憩している場所に来た背中に軽そうなカゴを背負ったＦ氏、私のカゴの中を見て「やっぱりなあ、多分黙っていたのでこんなことではと思っていた」とあきれた様子。私はこれ以上の収穫は無理なので、先に車に戻る旨を伝え、まだカゴにスペースがあり次のシロへと向かうＦ氏と別れて、２０ｋｇは超えている重たい背負カゴをヨッコイショ、ドッコイショと背中に担ぎ一足先に山を下りる途中で、今晩のキノコ料理は天ぷらに焼いてアツアツの醤油かけ、明日の朝は炊き込みご飯とヨダレを垂らしながら車のある入山場所へと戻る私であった。

（木子　岩魚）

猫の旅立ち

７月中旬からでしょうか、仔猫の食欲が落ちてきました。〝夏バテ〟を懸念しましたが、見た目は元気でしたので、それ程心配もしていませんでしたが……。それまで与えていた安いキャットフードには、目もくれなくなってきましたので、〝贅沢猫〟の作戦だと勘ぐりながらも、少し高いキャットフードを奮発して買ってきました（これからはずっと少し高いキャットフードを買い続けることになると、ケチな私は心の中で愚痴りながら……）。しかし、少し高いキャットフード効果も長くは続きませんでした。困りました。猛暑の中、食欲不振であれば目に見えて体力は落ちてしまいます。それまでは、夕食のトンカツの肉のほとんどを仔猫が食べ、私はソース味の衣ばかり食べていましたが、同じように肉を残してあげても食べません。〝焼き鮭〟の匂いを嗅がせると久しぶりに獰猛なくらい欲しがりましたが、１度目はモリモリ食べても２度目は、申し訳程度になってしまいました。仔猫にあげる〝焼き鮭〟のためだけに、コンビニ弁当を決めて買ってきても、匂いを嗅ぐだけです。人間の夕食用に買ってきた〝サーモンのサシミ〟を、仔猫にだけ帰宅してすぐに与えてみたときは３切レぐらいペロリと平らげてくれたので、調子に乗って夕食時に再び与えたら、すでに勢いはなくなっていました。困りました。

８月１０日頃から、水以外のものを口にしなくなりました。それでも朝食時や昼食時にはヨロヨロとやってきて、元気なく「ヒャー」と鳴きます。デザートのプリンをひとかけら与えたらペロリと食べるので、喜んでもうひとかけら与えても、もう受け付けません。でも、私が広げている新聞の上にゴロリと横たわり邪魔します。私は、「邪魔だよー」と言いながら、頭やペタンコになったお腹をさすります。元気な頃とは違って、頭を畳にペタンとつけると、力尽きてしまったかと思ってしまうほどあばら骨が目に付きます。頭をトントンすると「ヒャー」と力なく鳴きます。そしてトボトボと庭に消えていきます。強い陽射しが薄くなった身体を容赦なく照らしています。

仔猫は自宅の中へ入れられることは嫌がっていました。それでも敷地内のどこかで必死に身体を横たえていたのだと思います。その日の朝は、もう姿を見せませんでした。敷地内を捜しましたが、いません。ふと、ブロック塀越しに西側の用水路を見ると、コンクリートでできた岸の上にその姿がありました。ブロック塀越しに声を掛けても顔をあげません。小走りにそこへ行くと「ニャー」と弱々しく私のことを認識してくれました。仔猫はヨロリと立ち上がりしゃがんだ私の両足の上にバタンと倒れるように横になり、軽くなった頭と身体を乗せてきました。頭とお腹を何度も撫ぜましたが、仔猫はやっと〝ゴロゴロ〟と弱々しく喉を鳴らせました。１０分位経ったでしょうか、仔猫は再びヨロリと立ち上がり、雨が降るとその用水路に水を流し込む、少し高い位置にある排水溝の中に入って私の手が届かない辺りで、横たわりました。１時間後、そこに姿はありませんでしたが、その１時間後にもう１度行ってみると、排水溝の同じ場所で横たわっていました。排水溝の中から片目だけ薄目を開けて私のことを認識してくれましたが、「もういいよ」と言われたような気がしました。

その夜、少し強めの雨が降りました。排水溝を懐中電灯の光で照らしてみましたが、もう横たわっていませんでした。旅立ったのだと思います、どこかへ……。

（足利支部　杵渕　徹）

栃木県行政書士会カレンダー（１２月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
1	木	ＡＤＲ調停人養成 法務研修　民事法講座　コンメンタール編②	13:30~17:00	ADR 特別委員会
2	金	三役会	10:30~	総務部
		総務部会	13:30~	総務部
		会計精査	13:30~	財務経理部
		宅建・柔道整復師会との連絡会	18:00~	総務部
3	土	那須支部ボウリング大会（於：黒磯ボウル）	15:30~	那須支部
5	月	登録説明会	10:00~12:00	総務部
6	火	ＡＤＲ調停人養成　中級編　第１回	10:00~16:00	ADR 特別委員会
8	木	業務研修部会	13:30~	業務研修部
9	金	編集会議	13:30~	広報部
12	月	行政書士無料相談（於：宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00~15:00	宇都宮支部
13	火	行政書士基礎講座「はじめての風俗営業業務」	13:30~15:30	業務研修部
14	水	ＴＩＡ相談会	10:00~	総務部
		国際業務研究会	13:30~	国際業務研究会
18	日	理事会	13:00~	栃木県行政書士会
		外国人在留資格相談室 （於：足利市生涯学習センター会議室）	13:00~16:00	足利支部
19	月	宇都宮市国際交流協会無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階国際交流プラザ）	15:00~17:00	宇都宮支部
21	水	登録説明会	10:00~12:00	総務部
		行政書士専門相談（於：小山市役所）※予約制（随時受付先着４人　予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00~12:00	小山支部
25	日	市民プラザ無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ）	13:00~16:00	宇都宮支部
28	水	行政書士専門相談 （於：野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室）	10:00~12:00	小山支部
29	木	事務局年末年始休暇		
30	金			
31	土			

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（実費）。

日行連№	受信日付	文書の表題	備考
事務連絡	H23.10.5	平成22年10月5日現在の会員数について（お願い）	
	H23.10.5	10/14全国研修プログラム詳細	
730	H23.10.5	平成23年度全国研修<11月期>の開催について	
728	H23.10.5	常任理事会の議事録について（9/1,2開催）	
事務連絡	H23.10.11	ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ研修各講義に対する質問の取扱いについて	
731	H23.10.11	震災対応セミナーパンフレットの送付について	
739	H23.10.11	平成23年度役員名簿の送付について	
763	H23.10.11	全国法規担当者会議の開催について （11/24～25　日行連地下講堂）	
784	H23.10.14	平成23年度10月分会費納入について（お願い）	
800	H23.10.14	内閣府による「国民の声」募集に係る規制・制度の見直しに関する意見募集について	
815	H23.10.14	単位会の補助者に関する申請手続のオンライン化等の状況について（照会）	
824	H23.10.19	「日本行政書士会連合会　被災者相談センター」福島事務所開設について	
820	H23.10.19	（財）行政書士試験研究ｾﾝﾀｰとの行政書士試験協力事務に関する協定締結に向けて（お願い）	
	H23.10.19	全国研修<10月期>各講義に対する質問の取扱いについて	
826	H23.10.19	申請取次申出書様式の一部変更について	
844	H23.10.21	執行官の採用選考（第２回）受験案内について	
841	H23.10.26	「月刊日本行政」9月号（No.466）の返送分宛名調査について	
825	H23.10.26	（財）関東陸運振興財団発行の「平成23年度版自動車便覧」の送付について	
864	H23.10.27	平成12年度全国研修≪12月期≫の開催について（実施プログラムのお知らせ）	

宇都宮支部研修会のお知らせ

国際業務研修
「外国人として生きること…
外国人女性はこう考える」

講　師：田島亮子（栃木県国際交流協会・主任）
　　山口信子（栃木県国際交流協会・ボランティア通訳）
日　時：１１月３０日（水）13:30～15:30
場　所：栃木県行政書士会館２階

他支部の方も参加できます！

お申込みは、研修名・実施日・支部名・会員名を明記の上、ＦＡＸにて11月25日(金)までにお申込みください。
※宇都宮支部ホームページ「会員連絡用」に申込書を掲載する予定です。
ＦＡＸ　０２８－６３５－１４１０

正副会長の動き

日　時		行　事	出席者	内　容・場　所
10/ 2(日)	9:00～16:00	三士会無料相談会	田渕	県内４会場
10/ 4(火)	10:00～12:00	関地協特別委員会	全員	関地協連絡会に関する打合せ
	13:00～16:00	総務部会	会長、青木	第３回理事会について等
10/ 6(木)	10:30～12:15	業務開発部会	会長、手塚	公共嘱託調査について等
	13:30～16:30	申請取次管理委員会倫理研修懇談会	押野	ＤＶＤによる講習
10/ 7(金)	13:30～16:00	会計精査	小林	会計精査（７～９月分）
	15:00～16:00	業務研修部会	手塚	研修日程の詳細検討
10/11(火)	13:00～15:00	地域安全県民のつどい	会長	宇都宮市文化会館
	13:30～16:30	広報部会	押野	会報の編集校正等
10/12(水)		行政書士とちぎ表紙寄稿依頼	押野	栃木市役所
	16:00～	都市交通システム関係実行委員会	小林	建築士事務所協会
10/14(金)	10:30～12:15	財務経理部会	会長、小林	会計監査について等
10/17(月)	13:30～15:00	成年後見支援センター全体会議	会長、押野	アンケートの結果について等
10/19(水)	14:00～15:00	栃木県暴力団排除条例に関する訪問	会長	栃木県警
10/23(日)	10:00～16:00	山ノ井一男会員出陣式	会長、青木	山ノ井一男会員事務所
10/24(月)	11:00～12:20	やなせ進会員トークショー	会長、青木、手塚	ホテルニューイタヤ
	14:00～15:00	苦情処理対応	青木	栃木県行政書士会
10/25(火)	13:30～17:00	全国運輸交通担当者会議	小林	日行連地下講堂
	14:00～16:00	関地協東京入管無料相談会視察	手塚	東京入国管理
		苦情処理対応	青木	会員宅
10/27(木)	16:00～17:00	都市交通システム関係実行委員会	手塚	栃木県建築士事務所協会
10/30(日)		柔道整復師会ゴルフコンペ	青木、田渕	レイクランドC.C.

広報部より

行政とちぎに投稿しませんか？

○業務に関する情報
○書士会に関するご意見
○日常において感じること
○とっておき情報
○写真・作品等

原稿はできるだけメールでお送りください。ＦＡＸの場合はワープロ印刷等鮮明に読み取れる状態でお送りください。

送付先

栃木県行政書士会
メール：gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp　　FAX：028-635-1410
郵　送：〒320-0046 栃木県宇都宮市西一の沢町１－２２

※編集の都合により掲載に時間がかかる場合や、内容により掲載できない場合もございます。ご了承下さい。

やなせ進氏のマンデーレポート 900 回達成記念
「原口」・「やなせ」のトークライブに参加して

去る１０月２４日（月）午前１１時より宇都宮市内で行われた標題の件に、須永会長、手塚副会長、岸・田代宇都宮正副支部長、そして私青木の５名で参加しました。

やなせ進氏のお話によりますと「“政治の原点は辻説法にあり”との基本理念の下、９１年１月７日をスタートに２１年間、実に９００回を迎えました」とのことでした。もちろんこれにも紆余曲折があったようですが、「“継続は力なり”との信念を持つことにより続けることができました。そして次回、すなわち２年後の参議院選挙に比例区で再挑戦するので変わらぬ応援をお願いします」との言葉がありました。

続いて、マンデーレポート９００回達成記念「原口」・「やなせ」のトークライブに移り、衆議院議員で佐賀県選出の元総務大臣原口一博議員を迎えて、「テレビと政治」というテーマでトークが展開されました。

このイベントの結びに、原口衆院議員からも「是非ともやなせ進氏に皆様のお力をいただき、是非とも国会に戻って来てもらいたいのです」とのお願いの挨拶があり、午後１２時２０分終了いたしました。

（幹事長　青木勇夫）

「アドちゃんアンサンブル」団員募集！

楽器・レベルは問いません！
行政書士会に楽団を作り、会の催しに登場して美しい音楽で皆さんを楽しませ（悩ませ？）ましょう。

① 行政書士会会員である
② 何かの楽器を持っている
③ 音楽が好き

上の各号すべてに該当する方は、今すぐ下記にお電話またはメールをください！
編曲（及び指導）ができる方、インスペクター別途（必死で）募集。

深見@バイオリン　TEL：028－601－7339
メール：pusa-koyan-itm@nifty.com

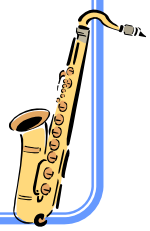

業務特集

初めての国際業務

専門業務指導員
深見　史

１　国際業務？

国際業務という業務があることは知っていても、あるいは業務の一部を行っていても、その内容を正しく答えられる人はあまりいないのではないかと思います。よくある誤解の一つですが、「国際業務＝入管業務」ではありません。

国際業務とは、「外国と外国人が関係する様々な手続き全般」を指すものと考えてください。国際業務の範囲は相当に広いので、自分の得意とする分野を深く掘り下げてもいいし、新たな国際業務を開拓していくことも可能です。

「国際業務＝入管業務」という思い込みを脱して、自分自身の身の回りにある国際業務を探していくおもしろさを感じた時…あなたもこの業務にハマルこと間違いなしです。

なぜなら、「国際業務」はとにかく「おもしろい」のです。自分と異なる文化や言語世界を持つ人たちと触れ合うことは、未知の世界に踏み入る探検隊の気分を味あわせてくれます。とりわけ、人間が好きな人、知らないことを知ることに喜びを感じる人、人と関わることが好きな人に向いている業務です。

「国際業務」の主なものはだいたい以下のようなものです。

・日本人と外国人との婚姻・離婚、養子縁組・離縁
・外国人同士の婚姻・離婚、養子縁組・離縁
・外国における日本人の婚姻・離婚、養子縁組・離縁
・外国人の日本査証申請
・外国人が日本に住むための手続き（在留資格の取得、変更、更新、再入国など）
・外国人の日本での就職・起業、永住
・外国企業の日本展開に係る手続き
・日本企業の海外展開に係る手続き
・外国人が被相続人または相続人である場合の相続手続き
・日本国籍の取得・喪失
・日本国籍の確認・戸籍作成
・外国籍の取得・喪失
・日本国パスポートの取得
・外国文認証。外国私文書認証
・公文書・私文書の翻訳
・外国語による各種契約書の作成

「国際業務」は種類も量も増加することはあっても減少することはありません。これからさらに多くの領域を開拓し、国際社会に貢献することが行政書士の任務と言えるでしょう。

２　そもそも…「外国人」とは誰のこと？

そもそも「外国人」とは誰のことでしょうか？

入管法（正確には「出入国管理及び難民認定法」〈昭和２６年１０月４日政令第３１９号〉）第２条２項に、「外国人　日本の国籍を有しない者をいう」と記載されています。「外国人」とは日本国籍を持たない者、ということです。つまり、「無国籍」の人も「外国人」です。

では、ここでいう「日本の国籍を有する者」とは誰のことでしょうか？

憲法１０条には、「国民の要件」として「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」とありますが、この「法律」とは「国籍法」（昭和２５年５月４日法律第１４７号）のことです。
国際業務は、この「日本国民」の定義を把握することから始まります。

３　そもそも…あなたはなぜ「日本人」？

読者の多くは日本国籍者だと思います。では、あなたが日本国籍であるのはなぜでしょうか？　その答は、「国籍法」にありますので、確認してみてください。

４　外国人と結婚するとき、どうする？

国際化に伴い、外国籍の人と結婚する人も多くなりました。日本人が外国人と結婚する場合、あるいは日本で外国人同士が結婚する場合、日本人同士の結婚とどこがどう異なるのでしょうか？そのための手続きにはどんなものがあるでしょうか？

日本人の出生、婚姻、養子縁組などでは戸籍届出が必要です。では、日本に住む外国人はどうなのでしょうか？　日本国籍者ではない者に戸籍はありませんから、届出は不要でしょうか？

いえいえ、戸籍法は外国人にも戸籍届出を義務付けています。それは、日本国内で生じた外国人の身分変動について公証する必要があるからです。

日本において当事者の全部または一部が外国人であるケース、または外国において当事者の全部又は一部が日本人であるケースで戸籍届出が行われることを「渉外戸籍」事件と言います。この手続きは、当然ながら国際業務です。

渉外戸籍事件では、当事者の国籍や、当事者が居住する国の法律が錯綜することになります。アメリカに住むドイツ人がフランスに住むベトナム人と韓国で結婚する、などということも、国際化社会では特に珍しいことではありません。こういう場合に、どの国の法律をどう適用するのかを決めておかなければなりません。それを決めるのが国際私法です。

日本の国際私法は、「法の適用に関する通則法」（平成１８年６月２１日法律第７８号）のほか、条約の批准に基づいて成立した「扶養義務の準拠法に関する法律」「遺言の方式の準拠法に関する法律」などがあります。

「通則法」を読み込むことが、国籍法の理解とともに国際業務の２番目の関門となります。

国際業務のうち最も多いであろう身分関係の変動については、「通則法」第２４条以降に示されています。

例えば法２４条「婚姻の成立及び方式」は、婚姻の成立にあたっては「各当事者につき、その本国法による」（第１項）とあり、「婚姻の方式は、婚姻挙行地の法による」（第２項）とあります。

日本で、日本人が外国人と結婚するとき、どうする？

婚姻するには「実質的要件」と「形式的要件」の二つを満たす必要があります。実質的成立要件とは、法律行為としての婚姻を有効に成立させるために求められている要件であり、形式的要件とはその法律行為が有効に成立するための法的手続きのことです。

通則法第２４条１項により、実質的要件は当事者それぞれの本国法に拠ります。日本人の実質的成立要件とは、民法第７３１条（婚姻年齢）から７３７条（未成年者の婚姻について親の同意）までを指します。外国人についてはその本国法が定めた婚姻要件を満たしていることが必要です。そのためには、その本国法を調べなければなりません。

形式的要件は通則法第２４条２項３項に示されているように、「婚姻挙行地の法」または、「当事者の一方の本国法に適合する方式」です。

この例では、婚姻挙行地は日本ですから、形式的要件は日本法、つまり民法第７３９条の定める方式、すなわち戸籍法７４条に従って婚姻届を提出すること、となります。したがって、日本人と外国人が日本で結婚するには、それぞれの国の法律でそれぞれが婚姻要件を満たしていれば、婚姻届を日本の役場に提出すればよい、ということになります。

５　国際業務は「家族の顧問」

日本人と外国人が無事、婚姻手続きを終え身分関係が公証できた、というところで国際業務は終

わりません。結婚しただけでは、外国人は日本に住むことはできません。これからは入管法の手続きが待っています。

外国人が日本に住むには「在留資格」が必要です。すべての外国人は２７の在留資格のいずれかをもって在留しています。この在留資格の取得や更新、変更の手続きなどの入管業務こそ国際業務のメインと言えます。外国人は常に在留資格・在留期間を意識して生活しています。彼らを手続き面でサポートし、日本での生活を安定したものにしていくことが行政書士の仕事です。

家族の形は変容し、子どもは成長します。入学、退学、就職、離婚など、様々な家族の歴史の中で様々な手続きが続きます。永住許可申請、帰化申請など身分関係の手続きも、起業や留学などの手続きにも、外国人はサポートを必要とします。

国際業務には終わりがありません。外国人家族は、法と手続きのサポートを求めます。
誰に？そう、私たち行政書士にです。

外国人との関わりなくして日本社会は成立しません。常に変動する社会を見据えながら、多文化の楽しさを満喫しつつ社会に貢献する仕事、それが国際業務です。専門性が高いため、さまざまな法律を学ぶ必要がありますが、だからこそ、意義深く、やりがいのある仕事と言えます。

さあ、この難しくも楽しい業務の最初の一歩を踏み出しましょう！

KOMOREBI

木もれび

１０月、茨城県の大洗に行ってきました。以前は、海産物目当てに年に１～２回は訪れていた場所でしたが、震災後に訪れたのは初めてでした。３月の震災では、大洗漁港も、船着き場の崩落・魚市場前の店舗も津波による人の背丈ほどの浸水等、大きな被害を受けていると聞いていましたので、現在、どのような状況にあるのか、全く想像がつきませんでした。

大洗の魚市場についてみると、その日は偶然にも、「大洗復興しらす祭」が開催されており、会場前の漁港に水揚げされたばかりのシラスを使った、「生しらす丼」や「シラス天ぷら」が販売され、大勢の来場者で賑わっていました。「しらす祭」の会場となっていた場所周辺の店舗も津波により大きな被害を受けていたようで、残念ながら、営業をやめてしまった店舗もあったようですが、多くの店舗が営業を再開していました。大洗のアウトレットも、入っているショップは多少変わっていましたが、営業を再開し、震災当日の様子や、被害状況を撮影した復興記念ギャラリーも開設されており、地域の方の復興に対する意欲や想いが伝わってきました。

この度の震災では、地震や津波による直接の被害だけでなく、震災から７か月たった現在も、原発事故の風評被害が大きな問題となっています。茨城県では、夏の海水浴客が例年の８割減となってしまったようですし、栃木県も例外ではなく、大田原市の栗拾い農園での来客数は、例年の５分の１程度、日光の紅葉シーズンの観光客数も、例年より少なかったようで、福島県及びその周辺の地域については、農産物、海産物、観光等で大きな影響を受けているようです。

しかし一方では、基準値を超える放射性セシウムが検出される農産物が出ていることも事実で、目に見えないものだけに、心配はありますし、子供の方が、年数がたって影響が出やすいということも聞きますので、小さなお子様がいらっしゃるご家庭では、神経質になってしまうことでしょう。私自身は、行政で検査を行っていますので、店頭に並んでいる食品は、問題なしと考え、あまり気にせず購入して食べています。

おいしいものが多い季節ですし、東北地方にもおいしい食べ物が多いので、実際に出かけて行って、その地域のものをいただきたいと思っていますが、食べることが大好きな私としては、その後のダイエットに悩まされることになるかもしれません。

（那須支部支局長　冨田倫子）

研修詳細

ＡＤＲ調停人養成　法務研修　民事法講座　コンメンタール編②（全６回）

ADR 特別委員会主催

○開催日時

平成２３年１２月１日（木）１３：３０～１７：００

○開催場所

栃木県行政書士会館２階

○研修内容

私法上の解釈の基本となる民法の逐条解説スタイルの講義です。ＡＤＲのみならず相談業務上必要となる法律要件及び効果を確認していきます。民法は全ての法律の基本と言っても過言ではないので、日々の鍛錬の為にも是非ご参加下さい。

※当日は各自で六法をご用意下さい。

○講　　師

行政書士　久我　臣仁（上智大学法科大学院法務博士）

○受 講 料

５００円

○参考テキスト（必要な方はご自身でお求め下さい。）

民法Ⅰ，Ⅱ各第三版「我妻榮他」（勁草書房）、民法Ⅰ～Ⅲ「内田貴」（有斐閣）等

○２回目から６回目までの予定日

③1月１３日　④1月２７日　⑤2月１３日　⑥2月２４日

研修詳細

ＡＤＲ調停人養成　　中級編　第１回（計４回）

ADR 特別委員会主催

○開催日時

平成２３年１２月６日（火）１０：００～１６：００

○開催場所

栃木県行政書士会館２階

○研修内容

裁判外紛争解決手法を学ぶ研修です。

○講　　師

行政書士　土方　美代

○受 講 料

５００円

研修詳細

行政書士基礎講座　第８回

業務研修部主催

○開催日時

平成２３年１２月１３日（火）１３：３０～１５：３０

○開催場所

栃木県行政書士会館２階

○研修項目

はじめての風俗営業業務

○講　　師

行政書士　岸　　宏

○受 講 料

無料

募　集

研修会申込書

申込欄に○を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研修名		受講料	申込〆切	申込	ﾃｷｽﾄ申込	昼食¥500程度
12／1	ＡＤＲ調停人養成 法務研修　第２回	500 円	11/28		—	—
12／6	ＡＤＲ調停人養成 中級編　第１回	500 円	12/2		—	
12／13	行政書士基礎講座　第８回	無料	12/6		—	—

支部名		氏　名	
ＦＡＸ			

ICT 特別委員会よりお知らせ

「定款・オンライン請求研修会」の日時変更について

標記の研修会について、行政書士とちぎ８月号で下記のとおりご案内しておりましたが、平成２４年１月１０日から新しい電子認証システムに移行することから、その内容を研修項目に反映するため、研修日時を変更いたします。（募集記事は１月号に掲載予定）

【変更前】平成２３年１２月１２日（月）１３：３０～１５：００

【変更後】平成２４年　２月　７日（火）１０：３０～１２：００

募 集

下野新聞に会員名簿広告を掲載します

※画像は昨年掲載されたものです。

栃木県行政書士会では、平成２４年２月開催予定の市民公開講座のＰＲとともに、「あなたの身近な相談相手行政書士」を一般に広く知っていただくため、会員名（または事務所名）、事務所所在地、電話番号を掲載し、会員数と新聞掲載による信頼性をアピールする予定です（掲載時期平成２４年１月下旬～２月上旬）。昨年１０月に掲載された際は、一般の方からの問い合わせが急増し、予想以上の反響がありました。

この広告に掲載を希望される会員の方は、行政書士とちぎ（平成２３年１１月号）同封の振込用紙に必要事項を記入の上、広告料を郵便局よりお支払いください。

掲載イメージ（実際と異なる場合があります）

行政　アド　028−635−1411　宇都宮市西一の沢町

・申込締切：平成２４年１月１５日（日）

・広 告 料：１万円

○会員名か事務所名のいずれか希望される方の掲載となります。
　※選択されていない場合、会員名での掲載となります。

○掲載内容（会員名／事務所名・事務所所在地・電話番号）は、日行連に登録された内容（平成２３年１１月１日現在）での掲載となります。

○ 一会員（一事務所）あたりの掲載スペースは同一のため、文字数が多い場合は文字サイズが小さくなります。

○ 複数スペースの申込はできません。

栃木県行政書士会員の動き

（平成 23 年 10 月 31 日現在）

【入　会】

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事　務　所	電　話	備　考
	宇都宮 大澤　俊雄	H23.10.1	321-0131	宇都宮市宮の内 2-804-22	028-680-7065	東京会より転入
	宇都宮 金田　修治	H23.10.2	321-0123	宇都宮市東谷町字原 48-1	028-902-1051	
	小　山 河野佐千子	H23.10.15	323-0012	小山市大字羽川 12-55	0285-23-3682	

【退　会】

支　部	氏　名	退会年月日	備　考	支　部	氏　名	退会年月日	備　考
塩　那	塚原　治世	H23.10.30	廃　業	宇都宮	堀江　都	H23.10.31	廃　業

【変　更】＊市町村合併に伴う変更

支　部	氏　名	変更事項	変　更　内　容
宇都宮	大野　孔隆	事務所 電話番号	宇都宮市鶴田 3-7-11 028-680-6814
鹿　沼	山ノ井一男	＊事務所	栃木市西方町元 2509

「平成 24 年栃木県行政書士会賀詞交歓会」～開催のお知らせ～

日　時：平成２４年１月１１日（水）
　　１２：００～１４：００
　　「平成２４年賀詞交歓会」

場　所：宇都宮市上大曽町４９２－１
　　TEL　028-643-5555
　　「ホテル東日本宇都宮　日光の間」

※参加をご希望の方は事務局（TEL028-635-1411）までお問い合わせ下さい。

編集後記

今期より広報部専門部員となり、栃木県行政書士会の広報に携わらせていただくこととなりました。

以前、会社勤務していました時に広告宣伝担当の部署に所属していたことがあり、その時の知識がすこ～し、役に立つこともあるかなぁと思いがんばります。皆様より一足早く「行とち」を読めるのが楽しいです。

（広報部　竹島尚子）

行政書士とちぎ１１月号 No.419

発行人　栃木県行政書士会　会長　須永 威
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）

行政書士とちぎ 2011.11
平成23年11月15日発行　第419号　栃木県行政書士会　〒320-0046　宇都宮市西一の沢町1番22号　TEL028(635)1411(代)

・とちぎを元気に・地元を元気に・

無料相談受付中　お気軽にご相談下さい。

相続　遺言　成年後見　契約書　許認可

行政書士相談センター
電話無料相談（月～金　9:00～17:00　年末年始・祝祭日除く）
028-638-0919（丸くいく）

マスコットキャラクター
アドちゃん

栃木県行政書士会